

電力売買約款
(東京エリア業務用低圧)
【内税方式】

平成 29 年 1 月 1 日実施
川重商事株式会社

目次

第1条 適用.....	1
第2条 本契約の成立.....	1
第3条 本約款の変更.....	1
第4条 用語の定義.....	1
第5条 単位および端数処理.....	3
第6条 契約の単位.....	4
第7条 契約種別.....	4
(1)従量電灯 B.....	4
(2)従量電灯 C.....	5
(3)低圧電力.....	5
第8条 供給の開始.....	6
第9条 検針日.....	6
第10条 使用電力量の計量.....	6
第11条 電気料金の算定方法.....	7
第12条 電気料金の支払条件.....	8
(1)支払義務.....	8
(2)支払方法.....	8
(3)支払期日.....	8
(4)請求額の通知.....	8
(5)期限の利益喪失.....	9
(6)支払い遅延の際の措置.....	9
(7)支払過誤等の場合の措置.....	9
(8)異議申立ての期間と対処方法.....	9
第13条 保証金.....	9
(1)保証金の設定.....	10
(2)保証金の預かり期間.....	10
(3)支払額への充当.....	10
(4)保証金の返還.....	10
第14条 お客さまの協力.....	10
(1)力率の保持.....	10
(2)立ち入り業務への協力.....	10
(3)電気の使用に伴うお客さまの協力.....	10
(4)施設場所の提供.....	11
(5)保安等に対するお客さまの協力.....	11

(6) 技術基準の遵守等.....	11
(7) 託送供給契約上の需要家に関する事項の遵守.....	12
(8) 需要情報の通知.....	12
第 15 条 供給の停止.....	12
第 16 条 本契約の変更または解約.....	13
(1) 本契約内容の変更.....	13
(2) 本契約の解約.....	13
(3) 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	14
(4) 料金単価の変更.....	14
第 17 条 工事費等の負担.....	14
(1) 供給開始に伴う工事費等負担.....	14
(2) 契約変更に伴う工事費等負担.....	14
(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担.....	14
(4) 契約電力変更後に本契約を解約 または契約電力を再変更する場合の工事費等負担.....	14
(5) その他.....	15
(6) 本条の適用.....	15
第 18 条 損害賠償.....	15
(1) 損害賠償.....	15
(2) 損害賠償の免責.....	15
(3) 設備の賠償責任.....	15
第 19 条 不可抗力.....	16
(1) 不可抗力による免責.....	16
(2) 不可抗力による解約.....	16
第 20 条 契約解除.....	16
第 21 条 管轄裁判所.....	16
第 22 条 連絡体制.....	16
第 23 条 守秘義務.....	16
第 24 条 契約終了後の取扱い.....	17
第 25 条 暴力団排除に関する条項.....	17
別表 1.....	19
別表 2.....	20

電力売買約款

第1条 適用

この電力売買約款(以下、「本約款」といいます。)は、当社と電力売買契約(電力売買契約に付随して締結された附則または覚書を含みます。以下、「電力売買契約」といいます。)を締結されたお客さまにおいて、第4条(12)規定の一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に対して当社が一般送配電事業者と締結した接続供給契約(以下、「接続供給契約」といいます。)にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電力売買契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。

本約款は平成29年1月1日より実施いたします。

第2条 本契約の成立

(1)本契約は、当社が掲示した本約款の各種条件を承諾した上でお客さまから電力供給の申込がなされ、且つその申込を当社が承諾したときに成立いたします。

(2)本契約に関する必要な事項について、お客さまと当社間で電力売買契約書を作成いたします。上記(1)に規定する当社が承諾したときは、電力売買契約書に調印を行った日といたします。

第3条 本約款の変更

(1)一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合の電力供給条件は、変更後の本約款によります。

なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまにあらかじめお知らせするものといたします。

(2)当社が本約款を変更する場合には、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令にもとづく書面の交付については当該変更事項、小売電気事業者の名称、住所、契約年月日および供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

ただし、法改正等に伴う形式的な変更や本契約の実質的な変更を伴わない軽微な変更において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令にもとづく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

第4条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1)低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトの電圧をいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

お客さまが契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

お客さまが契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流单相2線式標準高圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

お客さまが契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(9) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 夏季、その他季

夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

その他季は、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法第28条第1項および第29条の規定により課される消費税並びに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 一般送配電事業者

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、本約款においては東京電力株式会社または同社から一般送配電事業を承継する会社をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された30分ごとの値をいいます。

(14) 最大需要電力

お客さまの使用電力量のうち最大値をいいます。

(15) 需要場所

電力売買契約において、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

- イ. 1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは、柵(植木を含む)、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。
- ロ. 上記イ. にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、一般送配電事業者が 1 需要場所と認める場合、1 需要場所とします。

(16) 力率

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%といたします。

(17) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(18) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

第5条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(1kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット(1W)または1ボルトアンペア(1VA)とし、その端

数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(1kVA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は1パーセント(1%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ただし、計算途中の過程においては、小数点以下第3位を四捨五入します。

第6条 契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1売買契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合を除きます。

第7条 契約種別

(1) 従量電灯 B

イ. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・ 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。
- ・ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。なお、電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

(2)従量電灯C

イ. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- ・1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(3)低圧電力

イ. 適用範囲

動力を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ・契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ・1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)または、契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります

ハ. 契約電力

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

第8条 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの売買契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議の上、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議の上、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第9条 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。

第10条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（本契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 計量器設置の費用

計量器、その付属装置および通信設備等は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

(4) 計量器の設置場所の提供等

計量器、その付属装置および通信設備等の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。計量器、その付属装置および通信設備等の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査並びに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さま、当社および一般送配電事業者の協議によって定めます。お客さまの希望によって計量器、その付属装置または通信設備等の取付位置を変更する場合は、当社は、実費および第三者への支払いに必要な手数料を申し受けます。

第 11 条 電気料金の算定方法

(1) 電気料金は契約種別ごとに算定し、その合計をお客さまの電気料金といたします。

(2) 契約種別ごとの料金は、基本料金、電力量料金および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 2 (燃料費調整) (1)イ. によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニ. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イ. によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニ. によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(3) 基本料金、電力量料金の算定方法については、お客さまと当社間で協議の上決定するものといたします。

(4) 電気料金は受給開始日から適用いたします。

(5) 電気料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または売買契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(6) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせしたときは、料金の算定期間は、前項にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または売買契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

(7) 以下イ. ロ. の場合には次の通り電気料金を日割計算にて算定いたします。

イ. 電気の供給開始、再開、休止、停止、または本契約終了により、電気料金の算定期間が1ヶ月に満たない場合

ロ. 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、

電気料金に変更があった場合

- ・基本料金は、次の算式により算定いたします。

1か月の基本料金×(日割計算対象日数/該当月の日数)

- ・電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の受給開始日、電気の供給の再開日、電気の供給の停止日および本契約の終了日を含みます。また、料金の変更があった場合には、料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

第12条 電気料金の支払条件

(1) 支払義務

お客さまの電気料金の支払義務が発生する日は、次のイ、ロ、の場合を除き、検針日といたします。

イ、 第10条(2)の場合は、協議の整った日の属する月の末日といたします。

ロ、 本契約が終了した場合は、終了日といたします。

(2) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、お客さまには次のいずれかの方法にて支払っていただきます。

イ、 お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、当社指定様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。

ロ、 お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより電気料金を支払われる場合には、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

(3) 支払期日

イ、 支払期日は、お客さまと当社で事前協議の上決定します。

なお、支払期日が金融機関等の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

ロ、 当社は支払期日から相当の期間を定めて、お客さまへ当社指定方法にて電気料金を請求いたします。

(4) 請求額の通知

当社は、電気料金の請求については毎月検針日の前日を持って締め切ることといたします。当社は、原則としてお客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金を

等の内訳をつけた請求額を、当社ウェブサービスを通じてお客さまに通知いたします。当社はウェブサービスを通じた請求情報の通知をもって、お客さまへ請求を行ったものとします。

なお、お客様が請求書の郵送を希望される場合は当社が別に定める事務手数料を支払っていただきます。

(5) 期限の利益喪失

お客さまに以下のいずれかの事由が生じた場合には、当然に期限の利益は喪失し、当社は保有債権の全額を支払請求することができます。

- イ. お客さまが当社に対する債務の支払いを怠ったとき
- ロ. お客さまがほかの債権者に対する債務の支払いを怠り、または、手形・小切手について不渡事故を起こしたとき(電子記録債権につき同等の処分を受けたときを含む)
- ハ. お客さまの財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき
- ニ. 破産、民事再生、会社更生等の法的手続きまたはこれに準ずる手続きがなされたとき
- ホ. 競売、差押え、仮差押または仮処分命令の申し立てがなされたとき
- ヘ. その他本契約条項に違反したとき

(6) 支払い遅延の際の措置

支払義務を有するお客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

(7) 支払過誤等の場合の措置

- イ. 当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、お知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- ロ. 一般送配電事業者から当社へのお客さまの電力使用量の検針または計量にかかるデータ提供が著しく遅延した場合等には、当社は当該月の電気料金を翌月分の請求と合算することがあります。この場合には、延滞利息は申し受けいたしません。

(8) 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する請求内容に関する異議がある場合には、お客さまは当該請求受領からすみやかに当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、すみやかに回答を行い、または両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うことといたします。

なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、上記(3)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定いたします。上記(3)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第13条 保証金

(1)保証金の設定

当社は、お客さまが支払期日を経過してなお電気料金を支払われなかった場合、電気の供給継続の条件として、お客さまから予想月額料金の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2)保証金の預かり期間

上記(1)に定める保証金について、当社の預かり期間は2年以内といたします。当社は年0.2%の利息を付して当該保証金を預かります。

(3)支払額への充当

当社は、上記(1)(2)にて定める保証金およびその利息をお客さまに対して保有する一切の債権に充当することができるものといたします。

(4)保証金の返還

本契約が解約された場合、保証金の預かり期間満了前であっても、当社は当該保証金に利息をつけてお客さまに返還いたします。ただし、上記(3)により充当した場合は、その残額を返還いたします。

第14条 お客さまの協力

(1) 力率の保持

- イ. 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。
- ロ. 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1か月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、次のイ. からホ. の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとします。この場合に、特に必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ. 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ. 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ. 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ. 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ. その他イ. からニ. に準ずる場合

(4) 施設場所の提供等

お客さままたは当社が、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所、工事のために必要な用地等の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。

(5) 保安等に対するお客さまの協力

イ. お客さまは次の場合に、当社と一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

①お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、または異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

②お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、または異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ロ. お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について、一般送配電事業者と協議していただきます。

ハ. 必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと一般送配電事業者とで協議していただきます。

ニ. お客さまの電気工作物に関する一般送配電事業者の定める技術基準等への適合性について一般送配電事業者が調査を行う場合、お客さまに協力していただきます。また、お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

(6) 技術基準の遵守等

お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、一般送配電事業者の定める技術基準等を遵守していただきます。また、お客さまが発電設備を新たに一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、上記(3)に準じて取り扱うとともに、当社は、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備

についてアンシラリーサービス料その他の費用を申し受けます。

(7) 託送供給契約上の需要家に関する事項の遵守

上記のほか、お客さまに、一般送配電事業者が託送供給約款において定める需要家に関する事項を遵守していただきます。

(8) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のためにお客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

第15条 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ. 保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ. お客さまが需要場所内の一般送配電事業者または当社の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合

ハ. 一般送配電事業者以外の第三者が需要場所における一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) 当社が第16条(2)または第20条の規定に基づき本契約を解約または解除する場合には、当社は電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼いたします。

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ. お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合

ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ. 第14条(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

ニ. 第14条(3)によって必要となる措置を講じない場合

ホ. 本契約に定める需要の種類とは異なる種類の需要に電気を使用された場合

(4) 上記(1)から(3)までの場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当社は電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

(5) 上記(1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(6) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。

- イ. 電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ. 電気の供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
- ハ. 非常変災の場合
- ニ. 一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または使用を制限し、若しくは使用を中止する要請を行った場合
- ホ. その他保安上必要がある場合

(7) 本条の規定により電気の供給を停止し、または電気の供給を中止、若しくはお客さまに電気の使用を中止していただく場合には、その停止または中止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割り計算して、料金を算定いたします。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由により当社に損害が生ずる場合には、お客さまに当社の損害を賠償していただきます。

第16条 本契約の変更または解約等

(1) 本契約内容の変更

イ. 変更手続き

お客さまが本契約内容の変更を希望する場合には、原則として変更希望日の1ヶ月前までに当社へ書面の通知をもって申込みをしていただきます。当社は、お客さまの変更の申込みを受けた上で、承諾するか否かをその任意の裁量により決定し、お客さまに決定内容を通知いたします。

ロ. 変更日

本契約内容の変更は、当社がお客さまの変更の申込みを承諾した場合において、原則として申込みの日から起算して30日後以降に到来する検針日をもって実施いたします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、また、本契約内容の変更に伴う工事が必要な場合は工事完了の日から起算して30日後以降に到来する検針日をもって実施いたします。

(2) 本契約の解約

イ. 第19条を除き、本契約締結日以降、需給開始日から1年未満の期間内には原則として本契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

ロ. お客さままたは当社が本契約の解約を希望する場合には、希望日の1ヶ月前までに相手方へその旨を文書にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た該当月の1ヵ月後の検針日の前日を解約日として本契約を解約いたします。ただし、双方が合意すれば、該当月から1ヵ月後の検針日の前日以外の適当な日を解約日とすることができます。

ハ. お客さまからの申し出による上記ロ. の解約が、需給開始日から1年未満の期間内となる場

合で、当社が当該電力会社より託送供給等約款に基づき料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまはその金額を当社に支払うものとします。

(3) 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

本契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、本契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率にもとづいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率にもとづいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

(4) 料金単価の変更

当社は、一般送配電事業者の託送料金が改定された場合、または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、本契約における新たな料金単価を定めることができます。

- イ. 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日(以下、新料金単価適用開始日といいます。)を書面でお客さまに通知いたします。
- ロ. お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
- ハ. 上記ロ. に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

第17条 工事費等の負担

(1) 供給開始に伴う工事費等負担

本契約にもとづく供給開始に当たって、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で本契約を

解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他

その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(6) 本条の適用

お客さまの都合によって供給開始に至らないで本契約を解約または変更される場合であっても本条各号の規定が適用されます。

第18条 損害賠償

(1) 損害賠償

- イ. 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社はお客さまに対してその賠償責任を負います。
- ロ. お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。
- ハ. お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けることがあります。免れた金額とは、本契約に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間とします。

(2) 損害賠償の免責

- イ. 第15条によって電気の供給を停止した場合、または第16条によって本契約が終了した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ロ. 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 設備の賠償責任

- イ. お客さまが故意または過失によって、当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことで当社が当該一般送配電事業者から損害請求を受けた場合は、お客さまは当該一般送配電事業者の請求する金額を当社に賠償することとします。
- ロ. お客さまが故意または過失によって、当社がお客さまの需要場所内に設置する電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社に損害賠償することとし

ます。

第19条 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

イ. 地震等の天災地変が起きた場合

ロ. 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ. 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。

ロ. 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第20条 契約解除

お客さまおよび当社は、相手方が以下のいずれかに該当した場合、本契約の一部または全部を解除することができます。

イ. 相手方への債務の支払いを怠ったとき

ロ. ほかの債権者に対する債務の支払いを怠り、または、手形・小切手について不渡事故を起こしたとき(電子記録債権につき同等の処分を受けたときを含む)

ハ. 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき

ニ. 破産、民事再生、会社更生等の法的手続きまたはこれに準ずる手続がなされたとき

ホ. 競売、差押え、仮差押または仮処分命令の申し立てがなされたとき

ヘ. その他本契約条項に違反したとき

第21条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所といたします。

第22条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第23条 守秘義務

本契約および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に

関連する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者に情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。

第24条 契約終了後の取扱い

本約款は、電力売買契約の終了をもって解約となります。ただし、本契約にもとづく料金支払義務その他の債権債務および第23条(守秘義務)に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第25条 暴力団排除に関する条項

(1)お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。

(2)お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。

イ. 暴力団員等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ロ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ハ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ニ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3)お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

イ. 暴力的な要求行為。

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。ホ. その他、上記に準ずる行為。

(4)お客さまおよび当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれかにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を当然に喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

(5)お客さまおよび当社は、上記(4)にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、

一切の義務および責任を負わないものとします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970 \quad \beta = 0.4435 \quad \gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

①1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

②1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

③1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合平均燃料価格は、66,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ. 燃料費調整単価の適用各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22 銭 8 厘
------------	----------